

令和3年4月1日
平成30年12月17日

「香川県余裕期間設定工事」 Q & A

Q 1 発注時点で次年度への繰越しが議会で可決された時の工期を明示する工事等で、当初契約工期の終期日が年度末に指定されている場合、60日間の余裕期間が取れないことがありますか。

A 1 工事開始日は契約締結の日から起算して60日以内かつ工期の終期日までの間で設定していただく必要があります、この場合60日の余裕期間が取れない場合があります。

例えば、3月5日に契約した工事の工期の終期日が3月31日の場合は、最大26日の余裕期間となります。(余裕期間は3月5日～3月30日の26日間で、3月31日は工事開始日＝工期末となります。)

※ 次年度への繰越が議会で可決された時の工期を明示する工事に限り、余裕期間60日が確保できない場合は、契約年度の最終開庁日が工事開始日の期限となります。

Q 2 契約締結日から工事開始日までの期間はその工事に係る全ての準備工をしてはいけないのでしょうか。

A 2 令和3年度から各種準備に要する作業のうち、現場に搬入しない資機材等の準備や施工計画書の作成は工事開始日より前に実施可能としました。

その他、設計CADデータやCIMAデータ等、施工に必要な資料についても、余裕期間内での提供が可能です。